

貸切バスの料金計算について

貸切バスの運賃・料金計算はバス会社が自由に決められるのではなく、国土交通省で定められた運賃制度によって計算されます。この運賃制度は過去に起きたバス事故を教訓に、貸切バスの安全性向上を図る取り組みの一環として、運賃制度が抜本的に見直されたためにできました。

「貸切バス運賃・料金制度」は、貸切バス事業者がこれらの安全に関わるコストを適切に反映した運賃・料金を収受することにより安全・安心な貸切バスによる運送サービスの提供を確保することを目的としています。

各バス会社が届出している運賃には、基準額（下限額）が設定されています。その基準額以上で運賃を決定しなければなりません。基準額（下限額）以下の運賃で運行してしまうと行政処分の対象となり、貸切バス事業者は、一定期間バスの運行ができなくなります。

旅行業者の場合は、関与が疑われると旅行業法に基づく措置が講じられます。



貸切バスの運賃・料金 = ① 運賃 + ② 料金 + ③ 実費

① 運賃（時間制運賃 + キロ制運賃）時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

- 時間制運賃 = (走行時間 + 2時間) × 時間単価

出庫から帰庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じる。最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします。（走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ）

- キロ制運賃 = 走行キロ × キロ単価

出庫から帰庫までの距離にキロ制運賃を乗じる。（走行キロは、10km未満は10kmに切り上げ。）

② 料金（交替運転者配置料金 + 深夜早朝運行料金 + 特殊車両割増料金）

- 交替運転者配置料金

実車距離が昼間500km夜間400kmを超える場合、もしくは運転時間が9時間を超える場合には交替運転者配置料金が加算されます。

- キロ制運賃深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼・点検時間、走行時間が含まれた場合、適用されます。

- 特殊車両割増料金

当社では特別豪華バス「グランデイズ」大型12名乗りが該当します。

③ 実費

- ご利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

ガイド料・有料道路代・駐車料・乗務員宿泊料・フェリー航送料などの付帯料金